

軽自動車税の納税通知書を 5月15日(金)に発送します[納期限は6月1日(月)]

【問合せ】 税務課 市民税係 ☎773・6668

納税義務者は4月1日の所有者

納税通知書には、4月1日現在の登録内容が記載してあります。次の場合は、令和8年度分が課税されます。

- ・4月2日以降に廃車（譲渡）の手続きをした
- ・車は手元にないが変更・廃車手続きをしていない

※自動車税と異なり税額の月割はありません

納税証明書

車検に必要な場合があります。車検証と一緒に保管してください。

軽自動車、二輪の小型自動車は車検の際に納税証明書の提示が原則不要となりました。そのため、口座振替で納税した人へ納税証明書（はがき型）は郵送していません。納税証明書の提示が必要となる場合は、税務課または大和・塩沢市民センター窓口までおこしください。

納税証明書に関する問合せ

税務課 収税班 ☎773・6669



固定資産税の納税通知書を 5月15日(金)に発送します[納期限は6月1日(月)]

【問合せ】 税務課 資産税班 ☎773・6668

納税通知書に同封する課税明細書は、確定申告時に、農業所得や不動産所得の必要経費（租税公課）の計算に役立ちます。令和9年の申告時期まで保管することをお勧めします。

家の税金が高くなる場合

納税通知書を発送後、「家の税金が高くなった」という問合せがあります。これは、居住床面積280平方メートル以内の新築住宅の場合に、居住部分の床面積120平方メートルまでの税額を、2分の1に減額する特例が3年間（長期優良住宅の場合は5年間）で終了したためです。

※令和4年（長期優良住宅の場合は令和2年）に新築した住宅は、令和8年度から通常の税額で課税されます

土地、家屋を売った、取り壊したのに課税されている場合

固定資産税は、毎年1月1日現在の登記簿上の所有者に課税されます。売買契約を締結しても、新しい所有者への所有権移転登記が1月2日以降になると、前所有者に課税されます。1月2日以降に取り壊した家屋も1年間課税されます。

家屋を取り壊した場合は、税務課資産税班までご連絡ください。

固定資産税の納税通知書の様式が変わります

令和8年2月に、国の「地方公共団体情報システムの標準化」に基づき、全国共通の標準システムへ移行しました。

そのため、固定資産税の納税通知書と課税明細書のレイアウトが、国の示している標準様式（全国统一の様式）に変更となりました。

主な変更点・注意点

新しい様式は、国が定める標準仕様に基づいた形となっています。表示しなければならぬ項目の内容や文字、用紙のサイズが指定されているため、課税明細書の物件明細に表示される項目などが変更になったほか、全体的に従来よりも文字サイズが小さくなっています。

国による全国一律の運用変更となるため、市では国の標準仕様に基づいたこの様式以外の納税通知書を発行することができません。ご理解をお願いします。

問 税務課 資産税班

☎773・6668